

平成27年度（第17回）橿原市生活安全推進協議会 会議録

日 時：平成27年11月20日（金） 午後2時～3時40分

場 所：かしはら安心パーク1階 コミュニティスペース

出席委員：岡崎益光委員、小西満洲男委員、米田勝彦委員、櫻井好央委員、西岡一碩委員、
廣井一隆委員、榊谷佐千代委員、丸橋武委員、森本俊一委員、好川嘉則委員、
吉本重男委員、和田彰彦委員（五十音順）

欠席委員：西尾直委員

出席者：（橿原警察署） 今井生活安全課長、甲斐交通課長
（橿原市役所） 辻岡教委総務部長、福角まちづくり部長、岡田まちづくり部副部長、
戸田学校教育課長、黒岩社会教育課長、森本学校教育課指導主事、宮野都市政策課主幹

事務局：西村危機管理監、立辻危機管理課長、峰山危機管理課主幹、山上危機管理課係長、
高鳥危機管理課主査

傍聴者： 1名

議 題： 1 平成26年度の意見に対する経過報告について
2 橿原警察署管内の犯罪情勢・交通情勢等について
3 意見交換
4 その他（まとめ）

会 議 録

＝危機管理監あいさつ＝

＝委員紹介＝

＝関係職員自己紹介＝

＝資料確認＝

＝傍聴人入室＝

＝役員選出＝

＝会長あいさつ＝

（会長）

それでは、議事に入らせていただきます。議事は4件ございます。1つ目として、平成26年度の意見に対する経過報告、2つ目として、橿原警察署管内の犯罪情勢、交通情勢等について。3つ目に、それらをもとにして討議・意見交換をしていただくということになっております。4番目はその他として、総括的なご意見をいただきたいと思っております。それでは、まず、議事第1番目の平成26年度の意見に対する経過報告をお願いいたします。

（危機管理課長）

それでは、ご説明をさせていただきます。昨年度、委員の皆様からいただきました意見につきまして、経過報告という形で述べさせていただきたいと思っております。お手元の「資料1」をご覧くださいと思います。

まず、1番としまして、高齢者の交通事故被害の件数が多い中で、ゾーン30の選定にあたっての自治会等の取り組み状況、意見の取り扱い状況についての意見がございました。これにつきましては、のちほ

ど、「議事第2」のなかで、榎原警察署からの交通関係の報告の中で、報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、2番目としまして、自主防犯活動の活性化に向けての、活動主体の横のつながりの強化の必要性について、ご意見をいただきました。

これにつきましては、榎原防犯協議会と榎原警察署が中心となっていただきまして、今年10月9日に、青パト合同出発式というものを執り行っております。この内容につきましては、危機管理課主幹より報告させていただきます。

(危機管理課主幹)

昨年度の協議会のなかで、委員の方から、自主防犯活動の活性化に向けて、活動主体の横のつながりの強化を図っていく必要があるのではないか、深めていきたいというご意見をいただきました。

このことに関しまして、経過報告をさせていただきますので、添付の「資料2」をご覧ください。今年の10月9日に明日香村の石舞台古墳で、榎原防犯協議会と榎原警察署が主催となり、「榎原・高市青色防犯パトロール隊出発式」を開催いたしました。

この出発式の趣旨としましては、毎年10月中旬に行われる全国地域安全運動に先立ち、行政、警察、自主防犯団体が連携を強化して、防犯意識の高揚、自主防犯活動の活性化を図る目的で実施されたものです。この出発式は、今年度初の事業でありまして、榎原市内の青パト団体12団体及び高取町・明日香村が各1団体、合計14団体で、青パト隊車両32台、隊員92名のご参加をいただきました。なかなか、各地区の青パト団体の皆様方が一同に会する機会は無く、出発式では、各青パト団体の活動内容や特徴をご紹介させていただき、各青パト団体の横のつながりの強化が図られたものと考えております。この出発式については継続して行いたいと思っております、来年度は榎原市で開催の予定でございます。

続いて、配布資料にはございませんが、口頭で報告させていただきます。10月14日に榎原警察署で、榎原署管内の地域安全推進委員の支部長会議が行われ、警察及び行政の関係者、そして、榎原市内の地域安全推進委員10支部を含む、全15支部の代表者が集う支部長会議が行われました。この支部長会議についても、今年度初めての事業ということで、会議の場では、各支部の代表者の方からの活動報告が行われ、また、活発な意見交換もなされて、自主防犯団体の連携強化が図られたものと考えております。榎原署からは、来年度以降も継続して開催する予定と聞いております。以上で経過報告を終わらせていただきます。

(危機管理課長)

ありがとうございました。つづきまして、もう一度、お手元の「資料1」をご覧ください。

3番目としまして、危険ドラッグに対する市としての対応等についての考え方について、という意見をいただきました。市といたしましては、今後とも、榎原警察署や保険事務所、教育機関等各関係機関と緊密に連携して、市民全体、あるいは青少年等に向けて、危険ドラッグの有害性の啓発等に努めてまいりたいと考えております。これにつきましては、今年度、広報かしはら9月号にて啓発記事掲載をさせていただきました。お手元の資料の「資料3」に広報のコピーを掲載していますので、ご参照いただきたいと思います。以上が昨年いただきましたご意見に対する経過報告でございます。

(会長)

ありがとうございます。1つ目の議題の中から、活動報告的に説明をしていただきました。1番目のゾーン30については、次の議題2のところの説明をさせていただくということでございます。青パト等、危険ドラッグの報告、支部長会議の内容をご報告いただきました。委員の皆様、

報告を聞かれて感じられたことがございましたら、ご意見等お願いいたします。

また、のちほど、討議・意見交換の中で時間をとらせていただきますので、そこでご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

つきまして、2番目の榎原警察署管内の犯罪情勢等について、警察からよろしくお願いいたします。

(榎原警察署生活安全課長)

本日お集まりの皆様方におかれましては、日頃から、警察業務各般にわたりまして、ご理解、ご協力を賜りまして、お礼申し上げます。私のほうからは、榎原警察署管内の犯罪情勢等について説明をさせていただきます。まず、資料の4をご覧ください。過去5年間の奈良県内と榎原警察署管内の刑法犯認知・検挙件数となっています。ご覧のとおり、年々犯罪の認知件数は減少してきております。平成14年が犯罪の認知件数がピークでしたが、地域ボランティアによる「自主防犯活動」が活発になり、年々犯罪が減少してきました。しかし、ここ数年は、減少傾向に陰りが見え始めております。また、検挙件数にありましても、発生件数の減少に伴って、減少してきております。

次に、2の主な刑法犯認知状況ですが、強盗が2件ありますが、いずれもコンビニ強盗であり、同じコンビニが被害に遭いました。この事件はまだ検挙に至っておらず、鋭意捜査中です。ひたたくりにあつては、昨年は発生がなかったのですが、2、3月に5件の発生がありました。しかし、3月末に犯人を逮捕してから、発生がなくなりました。

住宅や事業所等に侵入しての窃盗は、いずれも減少傾向にあり、「チャレンジ絆 声かけ運動」などの効果があったものと思われまます。

その他の罪種も、いずれも減少傾向にありますが、車上・部品ねらいやオートバイ・自転車盗は、高止まり状態で、刑法犯全体の約34%を占めています。

その中で、自転車盗にあつては、243件でその内、約54%が無施錠での被害です。昨年は63%、一昨年は72%が無施錠での被害でありましたが、年々減少はしてきています。

それから、特殊詐欺、いわゆる、振り込め詐欺の発生状況ですが、昨年は過去最高の発生状況でしたが、今年は、その昨年を上回る発生件数となっています。

当署管内においては、昨年よりも件数は少なくなっていますが、被害金額は若干増加しています。この種の事案については、「オレオレ詐欺」「振り込め詐欺」「特殊詐欺」と呼び方も変化してきているとおり、犯行手口が変わってきております。最近では、「オレオレ詐欺・架空請求詐欺・還付金詐欺」といった、少し前に流行った手口が増加してきています。

そのような中、警察としましては、新たな手口の啓発をしていくと共に、「ダマされたふり作戦」といって、被害者の方にダマされた振りをしていただいて、犯人を検挙するという姿勢で臨んでいます。発生が止まらない、啓発だけではどうしても食い止めることができないということで、やはり犯人を検挙することが警察の責務です。その点を充分ご理解をいただいて被害者の方にご協力いただいているというのが現状でございます。

また、引き続き、年金支給日における金融機関やATMにおける警戒活動、自治会や高齢者を対象とした防犯講習、各家庭への巡回連絡による防犯指導、広報啓発活動及び金融機関における、高齢者等への声かけ、通報依頼などの水際対策を実施して被害防止を図っていきます。

次に3の刑法犯月別の認知状況ですが、これにつきましては、見ていただきましたら分かる通り、県内・管内のいずれも夏場に増加する傾向にあります。

この期間中、少年の非行・被害防止活動を活発に行っておりますが、なかなか、犯罪の増加に歯止めがきかない状況となっております。

次に4の交番別発生状況ですが、見ていただいたら分かりますとおり、近鉄八木駅前交番・曲川交番が圧倒的に発生が多くなっています。

近鉄八木駅前交番管内では、近鉄八木駅が県下有数のターミナル駅ということで、乗降客が多く、また、住宅や飲食店が密集し、様々な犯罪が発生しています。また、曲川交番にあつては、昨年一年間の県下の交番・駐在所の認知件数が一番多かった交番となっております。

その要因となっているのが、イオンモールでの様々な犯罪の発生です。イオンモール側に対しても、店内放送を利用した啓発活動や警備員の増強、駐車場・駐輪場の見回り等の強化をしてもらっているところではありますが、高止まり状態であります。

次に、5の少年非行状況について説明をさせていただきます。まず、(1)の不良行為少年といえますのは、刑罰法令に触れる行為以外で、喫煙・飲酒・深夜徘徊などの行為を行った少年のことです。

これらの少年を補導することの目的は、今後、窃盗・傷害等の刑罰法令に触れる行為に発展していく可能性がある少年であったり、性的被害に遭うかもしれない少年を、未然に食い止め、健全育成に導くことを目的としています。

これらの少年を発見した場合は、奈良県少年補導に関する条例(平成18年施行)に基づいて、注意・助言・指導を行い、保護者への連絡を行います。また、学校連絡制度も条例に規定されていますので、学校への連絡も行っています。この条例が制定された平成18年以降、表を見ていただければ分かりますとおり、年々減少しております。

管内の少年が蟻集する場所にあつては、イオンモール・コンビニ等での蟻集が多く、喫煙・深夜徘徊での補導が大半を占めています。

少年蟻集ということでは、この3月の中学校の卒業式の日、イオンモールに、県内の中学生が大挙して詰めかけ、何をしてもないのですが、特攻服(戦闘服)を着た男女がたむろするという事案が一昨年あたりからエスカレートし、本年も100人くらいの中学生在蟻集しました。

これらについて、各中学校の先生方、警察官により対応し、喫煙での補導などがありましたが、大きな問題を起こすことはありませんでした。それと、大晦日には、橿原神宮の一の鳥居前に少年達が蟻集することが予想されますので対策にあたりたいと思っております。

次に、犯罪少年等の検挙・補導状況ですが、犯罪少年とは、「14歳以上20歳未満の者で刑罰法令に触れる行為をした少年」のことで、触法少年とは、「14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年」のことです。

また、ぐ犯少年とは、「まだ犯罪は行っていないが、その恐れのある少年」のことを言います。保護者の正当な監護に服さない、正当な理由なく家庭に寄り付かない、不道徳な人と交際し、自己または他人の特性を害する行為をする性癖がある、などです。

最近の動向は、低年齢化していることです。触法少年が増えていること、更には、犯罪少年であっても、中学生である14歳、15歳の少年がほとんどとなっております。罪種については、万引き、自転車、オートバイ等の乗物盗、暴行・傷害といった事件が大半を占めております。

以上のとおり、当署では、警察官によるパトロール、発生時間帯や場所を絞った、検挙に向けた捜査活動を強化するとともに、啓発活動および交番だよりやマスコミ等を活用した情報発信、

少年補導活動などを実施するとともに、市民の方々が自らを守るための自主防犯活動、地域での犯罪や非行をなくそうとする地域の目、が必要不可欠であると考えますので、引き続き市民の皆様のご協力を得て防犯対策に取り組んでまいります。

(会長)

つづきまして、檀原管区内の交通情勢について、説明をおねがいたします。

(檀原警察署交通課長)

交通情勢ということでご説明申し上げます。

まず、県下の事故の発生状況から説明させていただきます。

昨日現在で、人身事故の発生件数は4,532件、前年対比-623件です。物損事故は34,202件、前年対比+870件、死者にありましては、41名、前年対比+-0でございます。

当署管内にありましては、人身事故468件、前年対比-126件、物損事故にありましては、4,295件、前年対比+243件、死者にありましては11名、前年対比+6という数字であります。この数字をみますと奈良県下では人身事故、物損事故合わせますと38,734件発生があります。これを一日に計算しますと、県内では、毎日約120件の事故が発生しています。

当署管内はどうかと申しますと、人身、物損合わせますと、4,763件ということで、一日約15件の人身物損事故が発生しているような状況でございます。昨日現在の死者数41名と申しましたけれども、41名の特徴を説明させていただきますと、まず事故の類型別に見ますと、車両の単独事故が7件、前年対比+4件、内、高齢者が5名含まれておりました。年齢別では、少年、16~19歳でございますが、7名、前年と比較しますと+6名と大幅に増加しています。これは新聞、テレビ等で皆様ご存知と思いますが、明日香村でありました、19歳の少年達の車両の単独事故で1件で5名の方がお亡くなりになるという事故が発生しております。その関係もありまして、7人、+6名という大幅な増加がございます。

次に歩行者の死者数ですが、10名、前年対比-1ということで減少しております

次に自転車の死者数にありましては7名と、前年対比+2名。次に飲酒関係にありましては4名、これは前年対比-1名でございます。次に高齢者の特徴といたしましては、全死者数41名中17名ということで、前年対比-2名です。構成比といたしますと、41.5%ということで、全死者数に占める割合というのは、やはり高齢者が高いという状況になっております。

ちなみに当署管内にありましては17名中3名ということで、17.6%が当署管内で発生しているような状況でございます。

当署管内、11名の方がお亡くなりになっているということですが、発生件数については7件でございます。この中で特徴といたしましては、高齢者が3名含まれているということです。自転車につきましては2名、先般、曲川の方で金網フェンスを突き破り調整池に転落するという痛ましい事故が発生しております。それらの方々を含めると高齢者の事故は3件発生しております。7件中、自転車が関係する事故が3件ということで、当署管内の事故にあっても、高齢者の関係する事故、自転車の事故が多いということで、これに対する対策ということで高齢者に対する交通安全教室の開催、あるいは先般小房の檀原体育館でありました高齢者自転車大会への参加ということで、高齢者に対する安全意識の高揚を図っているところでございます。それと、自転車に対する指導・警告ということで、八木駅周辺、神宮前駅周辺で、交番等から動員いたしまして、自転車の利用者に対する安全指導ということで、無灯火自転車等に対する指導等を行っています。

次に昨年のゾーン30に対する自治会等の取り組み状況、意見等の取り扱いということでござ

います。これにつきましてご説明させていただきます。

まず、ゾーン 30 というのは生活道路対策ということで実施されております。当署管内にありましては、H25 年度に 1 ヶ所、これは久米町・御坊町の地区に設置しております。昨年度は、土橋町、これは今年の 3 月に整備しております。

効果検証といえますのは、整備後 1 年を経過して前後 1 年を効果測定ということで行っていますが、御坊町で実施した結果でございますが、まずゾーン 30 では規制速度を 30km/h に抑えるということで、整備前に実績速度を測りましたら 37km/h という結果が出ました。整備後は実績速度 34km/h ということで-3km/h ということになっております。

整備前の事故の発生状況といたしましては人身がゼロ、整備後 2 件発生がございました。しかし物件事故につきましては、整備前は 14 件の発生がありましたが整備後は 8 件という結果がございました。-6 件でございます。今後も道路管理者であります樫原市、自治会等と連携いたしまして、取り組んでまいります。

地元の方に聞き取りを行いましたところ、まず道路がきれいになった、路側帯 をグリーンベルト化して、道路管理者に緑色に塗っていただいたということで非常に歩きやすいという意見が寄せられています。

昨年この会議のときに樫原神宮周辺の畝傍南小学校地区を本年度整備予定というお話があったと思いますが、これにつきましては警察本部に上申という形であげましたが、エリア内に既に 30km 規制というのがございまして、エリアの選定をしなすというところで若干、区域を変更いたしまして、先般、道路管理者・市役所の方と協議を行ったところ。これについては今後、警察本部を交えて、現場を実際に調査して、今年度は非常に難しいとは思いますが、H28 年度整備に向けて、やっていきたいと思っております。ゾーン 30 の整備というのは国の政策でありまして、当県にありましては平成 28 年度までに県下 39 箇所以上を整備していくという計画がございまして、その整備に向けまして道路管理者および自治会と協力してやっていきたいと思っております。

最後になりますけれども、年末、これからお酒を飲む機会が多くなります。10 月末の飲酒がらみの事故をみますと、県下では 41 件の飲酒がらみの交通事故が発生しております。当署管内にあっても 4 件、前年対比-9 件と減少はしているのですが、いまだにお酒を飲んで車を運転する悪質ドライバーが多いということでございます。年末に向けて、検問、取締り等強化して、こういった悪質運転の検挙、事故抑止を進めてまいります次第でございます。

(会長)

ありがとうございます。いま、樫原警察署管内の犯罪被害等の状況、交通事故の件数等、そしてゾーン 30 の状況についてご報告いただきました。この内容につきましてご意見等よろしくお願いいたします。

(委員)

近年、交通量が大変増えているのは確かなことなのですが、運転する個々人の運転マナー、交通事故の抑止についてです。免許試験を受け、実地訓練を受けて、一般道路に出ておられる方は、免許証も得て生活されているのですが、近年、追突事故が大変増えているのと、対面衝突が増えている傾向を僕自身が感じます。

まず第 1 には右折、左折の方向指示器の点灯が遅い。まして、対面事故の場合は、右折、左折、直進、対面する車同士の進行方向の方向指示器の表示が遅い。

大きい交差点はなおのこと、交差点の真ん中で衝突事故を起こしている。そうした傾向が多々

あります。片手運転、方向指示器を出すのが遅い、進行方向の方向指示器表示が遅い、といった件が年々増えているようで、運転する方々のマナーの悪さは目に余るものがあります。

子どもさんを乗せている親御さん方も、50歳以上の方なら注意されているでしょうが、30歳～40歳前後の働き盛りの親御さん方の運転マナーが悪いです。

中には、もってのほかなのが、片手運転、タバコを吸いながら片手運転、そしていつもやかましく言われている携帯電話、目に余るものがあります。

どういう方向付けで事故を抑止し、また、青少年の生活環境そのものを改善するにはどうすればいいのか、というのは私だけではなく、皆様方おそらく気づかれていますと思いますが、私どもはやはり小学生、中学生、高校生までは自己判断できるのでしょうかけれども、私どもやはり地元で交通事故に遭わないように工夫はしているものの、やはり親御さん方が事故に遭わないようにもう少しつつこんで、これから大々的に考える時期になっているのではないのでしょうか。

反面は子どもさんに対してやかましく言っている親が、一方では子どものようなものではないのかと、そういう話もきくのですが、聴くたびに耳の痛い感じもするのです。

高齢化社会の中でこれからの5年、10年の長い期間における課題になっていくのではないかなと思います。本署のほうではどのようなお考えでしょう。我々、地推のほうでも、何らかの形で前を向いて運動の方向付けになると思いますが、いいアドバイスがあれば、よろしくお願ひしたいと思います。

(会長)

今、委員のほうから、2点あったと思います。大きく2つに分けて、交通マナーの低下への取り組み、対応策としての考え方。そしてもう1点は交通事故という中から、家庭内の親の考え、教育の仕方、家庭内での取り組みへの考え方等、そういう2点があったと思います。まず、警察のほうから、交通マナーの関係、また事故防止のための取り組み等についてお願ひしたいと思います。行政のほうからは、家庭教育という意味から、述べられることがあればお願ひしたいと思います。

(樫原警察署交通課長)

委員のおっしゃられるとおりでと思います。当署管内でも7件の死亡事故が発生しておりますけれども、大きな違反に絡むものというのはございません。スピードの出し過ぎや、運転技術の未熟さなど、ちょっとした不注意が多いです。これは本人の資質の問題もございます。そういう問題に対し、運転免許証をもっておられる方でしたら免許更新における更新時講習とか、高齢の方でしたら高齢者講習というものが決められております。県下各署で、幼児、小学生、中学生、高齢者など対象を区分けして、子どもに対する安全教室の開催など、地道に県下取り組んでおります。

高齢者の方については、どうしても高齢になりますと、着ているものが黒っぽくなります。言葉は悪いですが、地味な服を着ておられる方が多いということで、早朝深夜に散歩に出られて、車にはねられて重大な怪我をするという方が多くあります。こういう方々についてどうするかということで、交通教室などを開催したときに、反射材の着用ということで、身に着けるもの、あるいは夜光タスキ等を配布させていただいております。中には靴の裏に反射材をつけて、歩くときには後ろのほうから、車からよく見えるようにということで、配布するような活動もしております。ただ残念なのが、この活動、もらうのはいいのですが、「皆さん着用していますか」となったときに、ちゃんと家に置いていますということが残念ながら多いのです。ですから、その方々

の意識付けについて、今後ちゃんとした指導をやっていかねばならないかなと思います。

警察だけではなく、過去では交通安全母の会というものがございました。そういった方々は、交通安全は家庭からという謳い文句で、一軒ずつ家庭を訪問して、その家庭の高齢者の方とかお子様方に直接安全指導を行っているという活動がございました。地区によっては、これも続けておられる地区があります。橿原市においても母の会がございまして、そういった団体とまた協力をして、事故抑止に努めてまいりたいと思います。

それと事故の関係ですが、交差点事故、特に出会い頭事故と、橿原署については追突事故が全体の事故の半分以上を占めています。交差点事故、これも年齢的にいえば年配の方は視力の低下というのがございまして、直近で指示器を出して直近で曲がってしまうと、極端な話、指示器を出すのと右左折が同時という方もみられます。ですから、そういった方には運転教育ということで、更新時講習、運転免許センターなどで、もう少し早めの指示器ということで、自分の姿を他のドライバーに見せるような運転ということで指導を続けているところでございます。

(都市政策課主幹)

当課は橿原地区交通対策協議会という協議会をもっております。その予算を使いまして、橿原・高市の小学校、幼稚園への交通教室を実施しております。橿原市に交通指導員が3名おりまして、この3名によりまして、各小学校、幼稚園に対する交通教室を実施しております。交通教室の内容も参加体験型の交通教室を実施しております。そこへ、父兄の方々も参加していただきまして、交通教室を母親、それから先生方、それと幼児に対する交通教室を一気に実施しております。これを一年かけて実施している状況でございます。

次に、この交通教室を実施していく段階で、小学校まで実施しまして、その上、中学校になりますと、そこからは警察署の交通教室を実施していただいているという状況でございます。

そして、先ほど交通課長から話のありました、交通安全母の会という会がございまして。橿原市におきましては、大体これまで70代のお母様方が交通安全母の会に入っていたいただいておりますが、高齢化と、健康問題などによりまして、人員が減少してまいりました。そこで対策としてPTAの協力をいただきまして、若いお母様方に交通安全母の会に加入していただき、先ほどの交通指導員とともに、各学校にまわってきた時に、交通教室のお手伝いをしていただく。そして、春の交通安全運動、秋の交通安全運動において、一緒に交通啓発をしていただくという活動をしていっております。

現在、高齢者対策といたしましても、交通安全母の会が、年末には橿原警察とタイアップいたしまして、橿原警察が巡回連絡に行かれるときに、母の会のメンバーも参加させていただいて、高齢者宅に啓発物品を配ってまわり、そこで交通安全を訴えるという活動もしております。また、通常の一般ドライバーに対しましても、春と秋の交通安全運動におきまして、シートベルト啓発を実施したり、各啓発活動を積極的に推進している状況でございます。

(社会教育課長)

社会教育課のほうでも、家庭教育学級というものがありますが、こちらのほうでは主に子育てといったことが中心になっております。こういう機会がありますので、今後、交通安全に関しても、テーマとして取り上げていただくように指導していきたいと思います。

また、PTAのほうの関係の事務局、連合会の事務局がございまして、そちらでもそれぞれ担当の部門がございまして、交通安全については啓発等しているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

今の交通関係に関して、質問させていただきます。先般、ある会議に出席させていただきました時も質問いたしましたが、現在、高齢者の運転につきまして、高齢者研修が行われている訳で、私もこの間、初めて研修を受けてきました。まさかと思っていたのですが、シミュレーターを使用しての運転動作が遅れていることに気づかされました。

高齢者になってくると段々、運転動作が鈍ってくるので注意しなければいけないなという思いしております。

先般、福岡のほうで、93歳の女性が車の事故をされ、学生が意識不明になったとの報道がございました。それ以外にも、高速ジャンクションなどでの逆走行など、あらゆる事故が頻繁に起こっている訳であります。法律、道路交通法でも年齢が、いくら高齢になっても健常であれば運転ができることになっております。地域によっては、生活環境にて、車での移動が必要不可欠であり、車がなければ生活はできない現状であります。事故の問題を考えると、何らかの規制をするのは難しいと思いますが、ある程度、年齢が90歳を越えると、自主的に「もうあまり運転することがないなら免許証を返納しようか」というような意識を植え付けるということはおかしいですが、そういうようなPRを行政なり警察署がもっと広報等を通じて、「高齢者の運転は危険ですよ、注意しましょう、高齢者になれば免許証を返納しましょう」というような指導をされてはどうかと思います。

それと家族がやはり気をつけなければいけない。やはり高齢者になると車の運転は危ないと注意をするようにする。家族皆、そういう思いでいるわけです。そのような時は、タクシーで行きなさと声かけしていくことも、広報なりを通じて、指導していったらどうかと思います。

(会長)

ありがとうございます。私たち車を運転している者としましては、車というのが生活の必需品になっている中で、今おっしゃっていただいたように、高齢者の方も、当然、足がないと車に乗られるというのはあると思います。その中で、免許証の返納等への考え方や取り組み等についてです。

これは公共交通機関がもっと発達していたら、当然、自家用車に乗らなくても生活できる状態になるのだと思いますが、その中で公共交通機関の取り組み、また、デマンドタクシーもひとつの方法だとは思いますが、そういうことも含めて、警察、行政のほうからお願いします。まず、免許証の返上の考え方がどう進んでいくのか、何か知識を持っておられたらお願いいたします。

(樫原警察署交通課長)

免許証の自主返納制度というのがございまして、委員がおっしゃったように、もうこれ以上運転したら危ないかなということであれば、警察のほうへ運転免許証を返納するということで、返納されれば運転経歴証明書というものを交付して、車の運転ができなくなります。

県下的には、たとえばそれを持ちましたら一年間奈良交通のバスが優遇されるとか、買い物されましたら安くなるとか、当署管内ではないのですが、西和署管内でしたら、タクシーを利用すれば何割か安くなりますよ、というような制度を設けております。

先般、違う会議に出席させていただきましたが、会長おっしゃるように、都市部では、タク

シー等が非常に利用しやすい。ところが、山間僻地になりましたら、タクシーとか公共交通機関がない。いざというときに、家族、息子夫婦が働いていて、誰もいないということで、公共交通機関、デマンドバス云々という話になってきていると思うのですが、警察といたしましては、少しでもご自身の運転の技術、自分の身体能力の変化というものを分かっていたいただきたい。

ただ単に年齢が上がってきたから、もうそろそろ返そうかというのではなくて、交通教室で使っております高齢歩行者システムというのがございまして、それで実際に歩行していただいて、安全に道路を渡れるかという歩行システムという機械があるのですが、それを少しでも利用していただいて、若いときの歩行能力と今の能力がどのくらい変化したか、これは危ないな、ということを目安としていただいて、返納という形にさせていただければいいかなという風に、県下各署、交通教室を開いて、認識していただくという形をとっております。

(委員)

先般も認知症の方が交通事故を起こして、数名の方が亡くなっているということも度々起こっています。私どもも後期高齢ということで、車の免許を取りに行く前に必須講習を受けるのですが、そのときにやはり色々な調査をするわけです。一番皆さんが思っておられるのは、認知症の方が分かれば免許のほうをできるだけ自主的に返納していくという制度はないのですか。

(檀原警察署交通課長)

ございます。

(委員)

この前も社会問題になっておりましたので、これからますます認知症の方が増えていくという話を聞いております。そうすると逆走した人が大きな事故を起こすといった、色々交通事故に対して、いつそれに巻き込まれる可能性があるかも分かりませんので、できるだけ用心しているつもりなのです。

先ほど委員がおっしゃったように、最近特に若い人でも、車を運転しつつ携帯をかけておられる。これはもちろん違反になっていることを分かっているのですが、あえて違反を犯して携帯をかけないといけないほど忙しいのかなと思ったりもします。それともう一点、ゾーン 30 ということで交通事故が減っていますか。

それと教育委員会に教えていただきたい。先般も小学校 6 年生の子どもが兄の高校生の大麻を吸って、先生に話して大きな社会問題になった。檀原市はそれはないと思うのですが、最近特に低年齢化しているということでやかましくいわれている危険ドラッグですね、今はできるだけ学校も皆さんも、教育をしてもらっていると思うのですが、小学校 6 年生のまだ何も知らない者が、兄が今まで吸っていたために吸ったというようなことの話では、これから度々、色々なことが檀原市でも起こる可能性もありますので、できるだけ教育委員会のほうにもお願いしたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。今まで、交通関係ばかりやっていた状態になりましたけれども、議事の 3 のところで安全安心なまちづくりということで、それも含めてご意見を出していただきたいと思えます。まず、ゾーン 30 の事故の減少の状況等。それと薬物への対応が出てまいりました。これについて事務局の方からご回答をお願いいたします。

(檀原警察署交通課長)

ゾーン 30 による事故の減少ということですが、さきほど説明させていただいた中で若干触れさ

せていただいたのですが、当署管内、平成 25 年度に久米町と御坊町地区で 1 ヶ所整備をしております。そのときに、1 年経ちましたので効果検証と地元での聞き取りを警察と市のほうでさせていただきます。

人身に関しては、整備前は発生がなかったのですが、整備後、2 件の人身事故が発生しております。いずれも出会い頭です。重大な事故ではありません。どうしても狹隘道路ということで速度が低いということで軽傷の事故です。

次に物件事故、物の損壊ということですが、整備前につきましては 14 件発生がありました。いずれも出会い頭です。整備後は 8 件ということで、-6 件ということです。これは 1 年だけの発生件数ですが、一応の効果はみられたのではないかとということです。

(教委総務部長)

大麻の関係、危険ドラッグということですが、子どもの場合は興味があるという風なこともあると思います。ただ、最近の教科書では危険ドラッグも含めまして体に悪いということを授業の中でも教えております。それと、特に中学生に関しましては禁煙教育といった中で健康に悪いといったことをしっかりと教育を、様々な形で取り入れて行っているのが現状です。

(社会教育課長)

青少年センターでも青少年の健全育成ということで、環境の浄化活動ということで色々やっておりますが、その中の一つとしまして、有害図書であったり危険ドラッグ等に関する啓発もあわせてやっております。

(委員)

そうしましたら、ただ今、大麻の話がありましたので、少し覚醒剤を含めての質問をさせていただきます。

私、保護司をさせていただいております、覚醒剤等の薬物依存症の方に面談できた折には、身体のことを案じ、やめられるように指導してきております。

大和高田に、薬物だけではないのですが、アルコール依存症、DV 依存症、パチンコ依存症等、そのような方が研修を受けられて、依存症から脱却する勉強をする所がございます。弁護士、精神科医師、また以前に薬物を経験した人で立派に更正された方が講師になってトレーニングをされている所であります。私も年に 1 回は行き、勉強と情報を得るようにしております。

依存症になりますと、身体の事を心配し、おやめになるように指導いたしますが、非常に難しいです。対象者が施設から出られてから、毎月二、三回面談を致し健康のために二度と使用しないように指導しますが、保護観察期間中は、皆さんは薬物に溺れたら、その日に施設へ直行という形になりますので、非常に慎重になされています。この観察期間中でも、おかしいという感じの時がありますが、二日前、三日前に使用されたら分かりにくいのです。「あなたここ数日前に薬物を使用したことはありませんか」と尋ねると、本人は使用したとは申しませんから、「私、使用していません」というのですが、おかしく感じる時がありまして、気をつけて面談をすることが大切であります。非常に依存症になりますと治りにくいという事でありませ

す。十年間完全に使用されていないのに、また何かの精神的な不安とか家庭的な環境の問題で、再び使用を始め、施設を出たり入ったりを繰り返す方もおられます。

若年層の指導ですが、私が経験した中で、お一人だけ高校を中退された方が使用者ということで施設に入りまして、受け持ち面談を重ねた覚えがあります。その方は騙されて「これやっ

たら気持ちいい」「体シャンとするで」と言われたと後悔をし「面白半分、興味半分でやりました、もう二度としません」と申されていました。

そういうことで、非常に難しい問題です。私たち保護司でも薬物や大麻依存症の方に、どのようにやめてもらうように指導、対処するか勉強しております。

来月 17 日に、地域の中学校校長先生より要望がありまして、薬物の話をさせていただく事になっております。薬物使用絶対ダメ、身体がダメになりますよ、危険ですよ、という話をする予定でございます。

樫原市の学校においても、授業の中で話をさせていただきませんかという話がございます、要望があれば行かせていただくことにしております。小学校高学年の時から注意を促していくことも時により必要あるのかとの思いでいるところでございます。

(会長)

ありがとうございます。薬物の関係が出てまいりました。少年非行状況で、皆さんのお手元にあります資料 7 ページのところで、樫原管内で薬物の検挙というのはないのですね。もしそういう検挙があった場合は新たな項目がこちらに追加される形になるのでしょうか。

(樫原警察署生活安全課長)

ここ数年、少年による薬物犯罪というのはほとんど起こっておりません。十数年前であれば大変、少年の間でシンナーが蔓延していて大変な時期がありましたけれども、ここ数年、少年によるシンナーの乱用というものもありませんし、覚醒剤等で検挙された事例もございません。ここ二、三年の間では県下で現役の高校生ではありませんけれども高校中退をした女子生徒が覚醒剤で捕まったという事案はありましたけれども、ここ数年、薬物事案は報告ではあがっておりませんが、あれば、また入れさせていただきたいと思っております。

(委員)

また交通安全のほうに戻ります。ゾーン 30 のお話が先ほどからありましたけれども、歩道、そして自転車道、車椅子などの通れる歩道の整備を何箇所か樫原市の中でやっていると思いますが、これから先の町づくりの中でどのように進んでいくのか、少し教えていただきたいです。

それと、私の周辺だけかも分かりませんが、中学生の子たちの自転車のマナーが非常に悪いように思います。二人が並んで乗ったり三列で並んで乗ったり、そういうことがたくさんありまして、通るたびに止まって怒るのですが、向こうも口答えします。登下校の間、部活動の帰りや行き、それらのご指導はどうなさっているのか。

それと、これはチャレンジ絆の件ですが、チャレンジ絆の運動ということで、一昨年、地区ごとや町ごとでやっているはずなのですが、その後、配布物が滞っています。あれは一過性のものだったのかという問題です。今まで一生懸命やったださいということでもさせていただいたことが、一過性で終わっているような気がします。その辺をお答えいただきたい。

それから、不審者情報が樫原市内、大変多く入ってきます。私達も見守り活動を一生懸命、青パトや、歩いてなど色々やらせていただいております。各団体でもやらせていただいておりますが、他、所管はどのようにされておられるのか。不審者に対して、また、不審者を防ぐためにどのような事をやられているのか。そのところをお尋ねさせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。今、4 点ございました。まず、歩道の関係について。通学路の整備もつながると思いますけれども、それも含めてお願いします。

そして自転車のマナー、これは中学生の子どもということの一つのポイントに話していただいております。部活動なり通学のときの自転車通学への教育の仕方、取り組みをお願いします。チャレンジ絆の配布物の取り組み、不審者対策への考え方。その4点をお願いいたします。

(まちづくり部長)

1点目の道路の今後の整備の方向性について、私のほうからお答えさせていただきます。道路には色々なくくりがございます。公規格道路、これから新たに設置していく都市計画道路、こういったものにつきましては、奈良県福祉条例があるわけですが、そういったものに則って、交通弱者、障がい者の方が安全に通行できるような形のバリアフリー化をしていくことが可能かと思っておりますので、当然それに則って進んでいくこととなります。ただ、既存の幅員の狭い道路、拡幅するのが困難な道路も多々ございます。いわゆる生活道路でございます。それから自転車道について、最近、自転車事故が非常に多いということもございますし、県のほうでも県内で自転車道路の整備を進めています。こういった歩行者と自転車を分離するような形を広幅員の道路の中でとっていつているところがございます。それと、既存の狭い道路に対して、安全対策ということで、先ほどから盛んに出ておりますゾーン30というような区域の設定を警察の方、自治会とも連携しながら進めていくことになるかと思っております。

それと学校周辺におきまして、最近よく目に付くかと思っておりますが、グリーンベルト、道路を緑に着色することによって、ドライバーにも警鐘していき、保護者にも安心感をもって、当然注意はしていかなければならないのですが、安全な運転を促すというようなことを図っていきたい、狭い幅員の道路についてはそういう方法でカバーしていかなければならないと思っております。

(委員)

どのくらいの期間で橿原市内中の計画がありますか。

(まちづくり部長)

広幅員の道路につきましては、都市計画でございますので、5年～10年の計画の中で数本できるかできないかということですが、これは順次、計画に則って、都市計画は何十年の計画ですから、時間はかかると思っております。

低幅員のグリーンベルト、ゾーン30、交通安全施策、これは毎年少しずつ進めているのですが、グリーンベルトにつきましては、地元の要望、ご意見を受けてやっていくというスタイルを今現在はおっておりますので、進んでいくことには違いないでしょうけれども、それによって期間もおのずと決まってくると思っております。

(学校教育課長)

通学路につきましては、世間を騒がせました亀岡の通学路における大惨事を受けて市内の危険箇所の一斉点検をいたしまして、51ヶ所の整備が終わっております。

平成26年8月に橿原市通学路安全プログラムを策定いたしまして、年次的に具体的に申し上げますと、今年度は1ブロックの点検を関係機関、関係課とともに夏休期間中に点検し5ヶ所(鴨公小学校区3ヶ所と香具山小学校区2ヶ所)の点検をしております。

平成28年度については大成中学校ブロックと橿中ブロック、平成29年度につきましては畝傍中学校ブロック、光陽中学校ブロック、白橿中学校ブロック、30年になると、八木中ブロックという形で整備をしていきたいと思っております。整備が必要な箇所につきましては、関係機関と協議しまして、順次整備を行っているところでございます。

自転車教室ですけども、先ほど都市政策課主幹からもありましたが、自転車教室というものを行っていただいております。また、中学校におきましては、学級活動や全校集会等で指導を行っておりますが、また登校時に教職員が立会いたしまして悪質な自転車マナー違反の者につきましては、自転車登校を禁止する等の措置をとっております。今後も特に中学校は自転車通学が許可されておりますので、引き続き指導していくとともに、また自転車点検、自転車の整備点検を毎年行っておりますので、安全に自転車の通学をして行くよう引き続き指導して参りたいと思います。

(委員)

確かに生徒のマナーは悪い様で、特にクラブとか友達としゃべりながらやっています。来月になると年末年始の交通事故防止運動が始まります。来月の校長会で注意喚起をしたいと思えます。1つは生徒自身の命を守る、もう1つは子どもが交通ルールを守るとは大人もそれを見てすがすがしい気持ちになり社会全体の交通ルールの向上につながりますので、年末年始にかかるので、校長会で改めた注意喚起をいたします。

(委員)

ありがとうございます。

(樫原警察署生活安全課長)

チャレンジ絆の配布物が滞っているのではないかとのご意見がありました。チャレンジ絆を始めていただくにあたりまして各玄関先に付けていただきます防犯シートとか各地区に立てていただくのぼり旗を、配布をさせていただいて活動していただいていると思いますが、その後もチャレンジ絆を始めようという地区がだんだん増えて、そういう地区に対しまして、一番最初の段階は全て警察、防犯協議会が主となりまして予算をつけていただいて、防犯シート、のぼりを配布させていただいて活動していただいている状況です。

ただ、防犯シート・のぼり旗につきましては、どうしても劣化してきて「古くなる、破れる、どこかに飛んで行ってしまっ無い」という様なご意見も多々聞いております。「のぼり旗、防犯シートをどうしてくれますか」という意見も多数聞いておるわけですが、出来る限り私共フォローして行きたい気持ちではありますが、なかなか参加してくれる団体さんが増えてきておりますので全ての方々に新たにお配りするのは困難な状況になってきており、新たに団体を立ち上げていらっしゃる方に関しましては、1回目はお配りさせていただきますが、次回から古くなった場合は、自主防犯活動ということでもありますので「自治会、地区の方で負担願えませんか」とお願いをさせていただいて進めさせていただいております。

ただ、全てが全て自治会や団体さんの方で賄えない「ちょっとフォローしていただけないか」というご意見がありました場合、警察で余っているとか、流用できるなという様な物がありましたら、ご支援させていただきたいと思っておりますので、

ご理解していただいて、もし「こういう事出来ないか」とのご意見をいただければ出来る範囲の事でさせていただきたいと思っております。

(委員)

やってほしい時だけ頼むのです。「なんとか、こうして欲しい」「樫原はこうでないから、なんとかお願いしたい」「これをお願いしたい」。お願いする時だけです。その時だけです。その後は放ったらかし。それで終わりなのです。そんな事ばかりです。

私たち自治会は振り回されています。1回限りの事しか出来ない、後の責任の取れないよう

な事はやめてもらいたい。ずっと持続をしていって当たり前のことなのです。だから自分たちも言い出して地域におろしていくのであれば、同時にそういう事に対しては補助金を付けるとか、自分達でそれだけのものをキープしておくとか、そこまで考えて行動を取って欲しいです。
(樫原警察署生活安全課長)

ごもっともな意見だと思います。出来る事、現在「こういう事が足りない」という様なご意見がございましたら言っていただけましたら、一番最初に配った様な同じものでないかも知れませんが、のぼり旗でしたら違うようなのぼり旗になるかも知れませんが、それを配布させていただいてという様な対応になるかなと思います。

今後、やりっ放しというご意見ですので、物的な面も当然あるとは思いますが、警察と地域住民の方々と共に一緒に何か出来る活動があれば、一緒にさせていただきたいと思っていますので、また何かご意見ありましたら、言っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

私たちは前向きに協力させてもらっているつもりです。自治会は一生懸命協力させてもらっています。ですので、それに応えていただけるようにしていただきたいと思います。地域の安全に力を入れさせてもらっています。そちらのお話も聞かせてもらいますけれども、それに対しての協力もしてもらわないといけない。そのように思いますので、今後ともご指導のほうお願いいたします。

(会長)

今、チャレンジ絆の関係につきましては、警察だけでなく、行政も同じ内容になります。共に働く共働できる様な取り組みを私たち行政も大切にしていかなければならないと思いつながら聞かせていただきました。不審者のほうはどうでしょうか。

(学校教育課指導主事)

不審者情報ですが、樫原市の子ども安全メールで不審者の情報を学校教育課より配信させていただいております。現在登録数は約7,000でございます。学教育課から配信させていただいているものは、主に学校からの情報です。学校が知り得ましたらすぐに110番、警察にすぐに通報してくれるように指導しております。その情報をこちらへいただきまして安全メールのほうで流させていただいております。子どもの主観での事案でもございますので、ひょっとしたら近所の方が声をかけられたそういう事案もあるかも知れませんが、防犯意識を高めていただくという事で配信させていただいております。警察の方のご指導も中にはございますし、警邏していただいている事案もございます。また青少年センターとも連携させていただいて子どもの見守りも行っています。

(社会教育課長)

青少年センターでは市内を5つのブロックに分けて、子どもたちの登下校の間に時間に合わせまして青色パトで巡回していますが、不審者情報がありましたら、概ね1週間から10日の間、特別巡視という形で不審者情報のあった区域を巡回するようにしています。

(会長)

まだまだご意見はあると思いますが、スタートさせていただきまして、まもなく2時間という長い時間になると思います。このあたりで議題3の討議・意見交換を終わらせていただきたいと思います。この会議はまだこれからも続きますのでその時によりよろしくお願いします。

今回の議論の中で出てきました内容については、大きくは5点あると思います。

薬物の関係、少年時代からの危機感をどう訴えていくのか、そういう事についての取り組み、また依存症への危機感をどうして行くのかという薬物関係がひとつあったと思います。

それと交通安全教室の内容、全て交通の安全に繋がってくるのですが、交通安全教室の回数とか自転車の乗り方のマナー、そういう内容が出てきたと思います。

3つ目として、ゾーン30への取り組み、これは歩道整備も繋がってまいりますので、その中での1つの取り組みとしてゾーン30の今後の箇所の拡大への考え方。

もう1点は不審者への対応。これについては総合的に取り組んでいかなければならない内容だと思いますが、そこへの足場をどう意識して取り組んでいくかという内容が出てきたと思います。

もう1件、絆の関係、警察も市の行政も一緒なんですけど、絆を一つの例として市民と共働してやっていくための取り組みとしての意識をもつということです。

以上を今回の推進協議会のまとめとさせていただきます。これは会議録を作ってもらって、その中で今年報告させてもらったように、前回の時の項目として取り組み状況を報告させていただくという事で、お願いをいたします。

この形で、推進協議会のまとめとさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。今、色々なご意見をだして頂き、聞かせていただいた中で、これからもそれを参考にしながら、取り組んで参りたいと思います。

委員のみなさまにつきましては、長時間ご意見をいただきましてありがとうございます。

(危機管理課長)

真に活発なご意見をいただき、ありがとうございました。本日の会議録につきましては、事務局でまとめ、委員の皆様にご送らせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願ひします。また、会議録は市のホームページにて公開予定となっております。

それでは、平成27年度榎原市生活安全推進協議会は、これにて閉会といたします。本日はありがとうございました。